

平成18年度

独立行政法人
文化財研究所

Independent Administrative Institution
National Research Institute for Cultural Properties



東京文化財研究所

昭和 5年 6月28日	帝国美術院に附属美術研究所が設立
22年 5月 1日	国立博物館附属美術研究所となる
25年 8月29日	文化財保護委員会の附属機関となる
26年 1月31日	第一研究部、第二研究部、資料部、庶務室が置かれる
27年 4月 1日	美術研究所は、東京文化財研究所となり、美術部、芸能部、保存科学部、庶務室が置かれる
29年 7月 1日	東京国立文化財研究所と改称
36年 9月16日	庶務室は庶務課となる
43年 6月15日	文部省設置法の一部が改正され、文化庁の附属機関となる
48年 4月12日	修復技術部が設けられ4部1課となる
52年 4月18日	情報資料部が設けられ5部1課となる
59年 6月28日	文部省組織令が改正され、文化庁の施設等機関となる
平成 2年 10月 1日	アジア文化財保存研究室が設けられ5部1室1課となる
5年 4月 1日	アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となる
7年 4月 1日	国際文化財保存修復協力センターが設けられ、1センター5部1課となる
	東京芸術大学大学院と連携講座を開設
9年 10月 1日	国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれる
12年 2月 4日	新宮庁舎(新館)竣工

奈良文化財研究所

昭和26年 10月 6日	奈良文化財研究所設置準備規程により設置準備会発足
27年 4月 1日	文化財保護委員会の附属機関として奈良文化財研究所(庶務室、美術工芸研究室、建造物研究室、歴史研究室)を奈良市春日野町50番地に設置
29年 7月 1日	奈良国立文化財研究所と改称
35年 10月15日	奈良市佐紀東町の平城宮跡に発掘調査事務所を設置
36年 9月16日	庶務室は庶務課となる
38年 4月10日	平城宮跡発掘調査部設置
43年 6月15日	文部省設置法の一部が改正され、文化庁の附属機関となる
45年 4月15日	平城宮跡資料館開館
48年 4月12日	会計課、飛鳥藤原宮跡発掘調査部、飛鳥資料館設置
49年 4月11日	庶務部(庶務課・会計課)、埋蔵文化財センター設置
50年 3月15日	飛鳥資料館開館
55年 4月 5日	美術工芸研究室を奈良国立博物館(仏教美術資料研究センター)に移管
55年 4月16日	庁舎を奈良市二条町に移転、平城宮跡発掘調査部、埋蔵文化財センターを庁舎に移転統合
63年 8月10日	飛鳥藤原宮跡発掘調査部庁舎新営

統合 平成13年4月 独立行政法人文化財研究所 設立

平成 18年 4月 1日	副所長(部長兼任)が置かれる 協力調整官は企画情報部となり情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室が置かれる 芸能部は無形文化遺産部となり無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室、音声・映像記録研究室が置かれる 応用技術研究室は近代文化遺産研究室となる 国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなり国際企画情報研究室、保存計画研究室、地球環境研究室が置かれる
--------------	---

平成 18年 4月 1日	副所長(部長兼任)が置かれる 協力調整官は企画調整部となり企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室、写真室が置かれる 文化遺産研究部は文化遺産部となり歴史研究室、建造物研究室、景観研究室、遺跡整備研究室が置かれる 平城宮跡発掘調査部と飛鳥藤原宮跡発掘調査部は都城発掘調査部となり、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、史料研究室、遺構研究室が置かれる
--------------	---

独立行政法人文化財研究所の業務は、文部科学大臣から指示された中期目標を実施するために、法人で策定し認可を受けた中期計画に基づき行われます。

平成18年度から平成22年度まで5年間の中期目標の期間における、独立行政法人文化財研究所の主な業務内容は次のとおりです。

1.文化財に関する調査及び研究の推進

- 新たに文化財保護法の保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査及び研究
- 我が国及び諸外国の美術、美術史、美術の創作プロセスの解明
- 古都所在寺社所蔵の歴史資料・書跡資料等の原本調査を通じた日本の歴史、文化の研究
- 歴史的建造物の保存・修復・活用に関する調査研究
- 我が国の古典芸能、伝統的工芸技術等の無形文化財及び風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等無形民俗文化財に関する調査研究
- 平城京、藤原京、飛鳥地域及び関連する中国・韓国等の遺跡の発掘調査並びに共同研究、出土品・遺構の調査研究及び庭園等に関する調査研究
- 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査研究
- 文化財に関する新たな調査手法の研究開発

独立行政法人の財務は原則として、政府からの現物出資財産による資本金を基盤にし、その活動資金は主として毎年度の政府からの運営費交付金によることとされています。
このほか自己収入や外部資金を積極的に取り入れていくことも重要な財務活動とされています。

●財務基盤

政府からの現物出資財産

資本金 171億6675万7825円

【土地、立木竹、建物、工作物】

●収入予算（平成18年度）

文部科学省からの運営費交付金	29億85百万円
(人件費、業務経費、管理経費)	
自己収入（展示事業等収入）	42百万円
受託収入等	26百万円

計 30億53百万円

●支出予算（平成18年度）

運営事業費	30億27百万円
人件費	13億20百万円
物件費	17億7百万円
うち一般管理費	2億68百万円
うち調査研究事業費	7億72百万円
うち情報公開事業費	1億62百万円
うち研修事業費	23百万円
うち国際研究協力事業費	3億17百万円
うち展示出版事業費	1億65百万円
うち平城宮跡等公開活用支援事業費	68百万円
受託事業費	26百万円
計	30億53百万円

●東京文化財研究所

	土 地 m ²	建 物 m ² (建面積/延面積)	建築年
本館	4181.00	2258.28/10622.56	平成12年
黒田清輝記念館地区	1469.45	712.85/1965.37	昭和 3年 ほか

●奈良文化財研究所

	土 地 m ²	建 物 m ² (建面積/延面積)	建築年
本館地区	8860.13	2754.25/6754.86	昭和39年
平城宮跡資料館地区	※	10630.53/16149.67	昭和44年
都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区)	20515.03	5533.23/8006.96	昭和63年
飛鳥資料館地区	17092.93	2353.84/4381.30	昭和49年

※平城宮跡資料館地区の土地は文化庁所属の国有地を無償使用

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成11年法律第104号）

独立行政法人文化財研究所法（平成11年法律第179号）

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第220号）

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）

文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第321号）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号）

独立行政法人文化財研究所に関する省令（平成13年文部科学省令第42号）

- 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究
- 国等の要請に応じ、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に対応が必要となった文化財の保護措置等に関する実践的な調査研究の実施

2.文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

- 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報の収集、分析、活用及び国際共同研究を通じた保存・修復事業の実施に必要な研究基盤整備
- 文化財の保存修復に関する技術移転・人材育成の推進

3.調査研究成果の積極的な発信

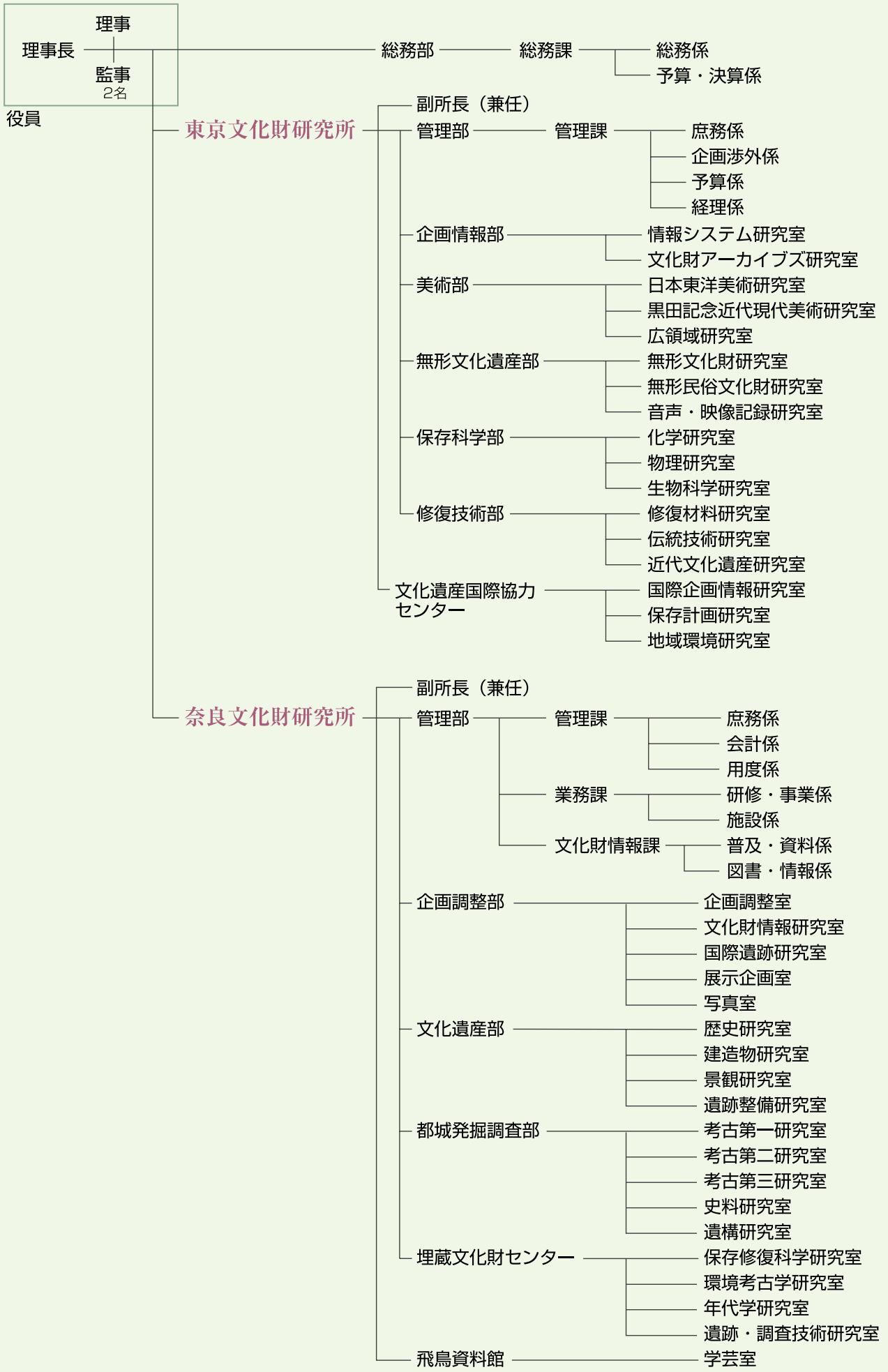
- 文化財情報の収集・整理・保管とデータベースの作成及び公開
- 研究報告書、年報、研究論文集、図録等の刊行

- 公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催
- 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館における研究成果の公開
- 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力支援
- 平城宮跡の解説ボランティア事業の運営

4.地方公共団体への協力等

- 地方公共団体や大学、研究機関等への協力・助言
- 埋蔵文化財担当者研修及び博物館・美術館等保存担当学芸員研修の実施
- 連携大学院教育の実施

組織



一般公開施設

黒田記念館

日本の近代洋画の展開に大きな足跡を残した黒田清輝(1866~1924)は、没する際に、遺産の一部を美術の奨励事業に役立てるように遺言しました。これをうけて1928年に黒田記念館が竣工し、30年ここに東京文化財研究所の前身である帝国美術院附属美術研究所が設置されました。



また、館内2階では、黒田記念室として、寄贈された作品を公開しています。

公開◆毎週木曜日及び土曜日13:00~16:00 (無料)

休館日◆国民の祝日・休日

夏季休館◆7月9日~8月30日

冬季休館◆12月26日~1月6日

共催展情報◆平成18年7月15日~8月27日 (豊田市美術館)

お問い合わせ◆03-3823-4829



藤原宮跡資料室

飛鳥・藤原地域の宮、寺院、古墳などの遺跡の発掘や、出土遺物(土器、瓦、木簡など)の調査・研究を行う都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区)の調査・研究成果の一端を見ていただるために構内に設けた公開・展示施設です。藤原京がつくられる過程、完成した都の様子、住民の暮らしぶり、平城京に移った後の姿などについて遺物や模型・パネルで説明しています。

公開◆9:00~16:30(無料)

休館日◆国民の祝日・休日、年末年始、土、日

お問い合わせ◆0744-24-1122 都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区)

平城宮跡資料館

1955年にはじめて平城宮跡の発掘調査に着手し、1959年からは連続して発掘調査を行い、そこから出土したさまざまな遺物や、建物の復



原模型を展示しながら、平城宮についてわかりやすく説明しています。又、毎年度の発掘調査の速報展も実施します。

公開◆9:00~16:30 (入館は16:00まで)

休館日◆月曜日 (月曜が祝日の際は、その翌日)、年末年始

お知らせ◆ボランティアによる解説を行っています。(無料)

お問い合わせ◆0742-30-6752 (奈良文化財研究所管理部文化財情報課)

飛鳥資料館



日本に仏教が伝わった6世紀から奈良に都が移った8世紀までの歴史を発掘資料を中心に、最新の成果を展示し、考古資料・美術資料・写真パネルなどで解説しています。1階には図書閲覧室もあります。主要展示品は宮殿、寺院、石造物、古墳と高松塚古墳の出土品、水時計の水落遺跡のほか飛鳥寺、山田寺、川原寺など飛鳥を代表する遺跡の出土品と模型があります。

公開◆9:00~16:30(入館は16:00まで)

観覧料◆個人:一般260円、高校・大学生130円、小・中学生無料

団体(20名以上):一般170円、高校・大学生60円、小・中学生無料

休館日◆月曜日(月曜が祝日の際は、その翌日)、年末年始、展示替え期間中特別展情報◆春と秋には飛鳥に関連したテーマの特別展を開催(特別展会期中は無休)夏と秋には最新研究成果をテーマとした企画展を随時開催

お知らせ◆団体観覧者を対象とした解説を行っています。(事前申込制、無料)

お問い合わせ◆0744-54-3561(飛鳥資料館)

関連公開施設

朱雀門



発掘調査で見つかった遺構をそのまま見ることができるほか、第一次大極殿や内裏の復原模型を展示しています。

公開、休館日とも平城宮跡資料館と同様。



遺構展示館



東院庭園

平城宮東南隅で発掘された奈良時代の庭園跡。池周囲の建物のほか、池底の玉石敷、高さ1.2mの立石をおく豪快な築山石組などが見つかっています。

公開、休館日とも平城宮跡資料館と同様。

奈良文化財研究所では、平城宮跡の公開活用を支援するため、文化庁所有施設の公開に協力しています。

関連公開施設に関する問合せ先 ◆文化庁平城宮跡等管理事務所 0742-32-5106



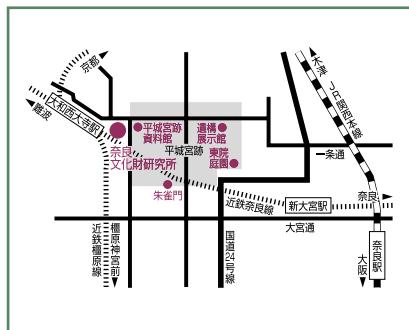
東京文化財研究所



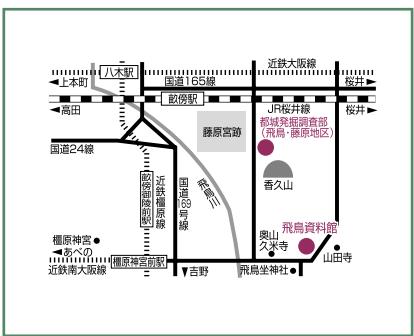
黒田清輝記念館



奈良文化財研究所



平城宮跡資料館



飛鳥資料館

■独立行政法人文化財研究所総務部

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
Tel.0742(30)6717 (総務部ダイヤルイン)

■東京文化財研究所

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
Tel.03(3823)2244 (管理課ダイヤルイン)

■奈良文化財研究所

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
Tel.0742(30)6733 (管理課ダイヤルイン)

■奈良文化財研究所・都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区)

〒634-0025 奈良県橿原市木之本町94-1
Tel.0744(24)1122

■奈良文化財研究所・飛鳥資料館

〒634-0102 奈良県高市郡明日香村奥山601
Tel.0744(54)3561

<http://www.nabunken.jp/bunkazai/mokuj.htm>